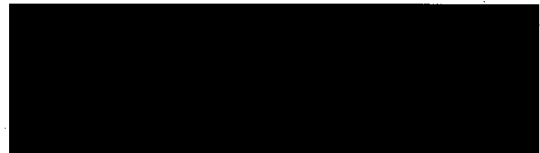


裁 決 書

審査請求人



同代理人



処分庁


 所長

審査請求人が平成28年6月9日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護廃止決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

処分庁が、平成28年4月26日付けで行った保護廃止決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 平成27年10月1日付けで、処分庁は審査請求人（以下「請求人」という。）に対し法による保護を開始した。
- 2 平成28年4月22日、処分庁は、請求人が居住する有料老人ホームAの施設長から、請求人が同月30日に退所すること、同ホーム退所後は、在住の請求人の二女であり本審査請求の代理人（以下「代理人」という。）の所へ転出する見込みであるという連絡を受けた。

また、同月25日、処分庁は、有料老人ホームAの施設長から提出された請求人の退居届

の写しを受領した。

- 3 平成28年4月26日付けで、処分庁は請求人に対し、同年5月1日付にて生活保護を廃止する決定（以下「本件廃止決定」という。）を行い、通知した。

本件廃止決定通知書には、同年4月30日有料老人ホームAを退所することにより処分庁管内に居住実態がなくなるため同年5月1日付にて生活保護廃止とすること、この変更により、返還すべき額が114,630円である旨記されている。

- 4 平成28年6月9日、請求人は、大阪府知事に対し、本件廃止決定の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

- (1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には次の趣旨の記載がある。

保護廃止決定、返還金が発生。平成28年4月26日処分庁が行ったこと。代理人の大切な請求人に対して。

何年もお金（生活費）に対してや健康に対して苦痛を受けているのに。こんな決定は無駄な時間と又、請求人の心がお金について心配と不安になったので、こんな形は、やめてもらいたいと思う。本当に平成27年8月前後からずっと身も心も休ませないような事ばかりでとてもかわいそうだ。もっと金額をアップして欲しい。衣・食・住ない。

日本国憲法 前文 日本国民は～略す。第三章 国民の権利及び義務 第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

福祉～しあわせ、幸福、人々が満足するような良い状態。保健～健康を持ち続ける。サギ行為は現在とても問題になっている悪環境の1つだ。代理人は、福祉とは、生活にこまったとき、助けてもらえる制度と思っていたが、今日、辞書で調べると、上に書いたような意味であった。本当に人間や動物チャンたちの生活の中で今も将来もとても必要な言葉だと思った。日本国憲法 前文 日本国民は～略 第三章 国民の権利及び義務 第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

- (2) 審理員が平成28年8月3日に受理した請求人の反論書には次の趣旨の記載がある。

弁明書について。「処分」という言葉には、2つ、3つの意味がある。①かたをつけること。(そのことの始末がつく。) 適当に処理すること。②行政権または司法権にもとづいて処理すること。「行政～。強制～。」③規則を破った者を罰すること。「懲戒～」・規則～守るべき決まり。

処分庁という名についても、とても悪いことをしたと誤解されやすいと思った。本当に法が100パーセント良いものなら、本当に悪用した場合は、その事に対し、反省を求められると思うが。生活保護の法としている部分について、これよりもっと良い方法があるのではないかと思うこともたくさんあり、今の時代、これから先の時代にあう内容のものにしていかなければ。たくさんの期間うけさせてもらい、その生活を考えると、とても良いとは思えない。危険的に感じることもあり、本当は審査どうのこうのとかの問題以上であり、内容が生活保護を受ける人も、その仕事を本当の愛情をもってされてる方々も、もっと生活環境が良くなり、こんな形で処理するような事はおこってほしくないと思う。

昭和の頃と比べると言葉が社会にあわないのもあり、もっと社会も本当の愛情ある心優しい社会になってほしいと望んでいる。

たとえば、さきほどの「処分」とか、刑務所で使用する「入所」を子供や老人その他に使用。

あと銀行など「休止」とか、何か読み方とか、「後期高齢者」、「高齢者」とか、保健についても、「介護保険」とか、以前に少し意見を書いたが、保健は、みんなが使用できる安心できて便利で個性的なもの。良くなってゆくのが本当なのに、「敬老の日」を大切にしないで、あまりにも年齢だけで人間や動物を淋しい生活にさせてゆくような社会は、悲しいと思った。

一ぺんに何でも変えてゆけないものもあるが、言葉1つにしても、本当の愛情を持って、使用すると、社会が明るく優しい感じになるのではないか、と思う代理人である。

あっさりとして日本国憲法の理解についても、以前、少し文にした前文に心から感謝して、本当の愛情を持って、理解できるように考えると、変な規則にしばられるような、生活しにくい社会はできないかもしれないと思った。

(請求人も) 代理人はまだ未熟だが、代理人も請求人も悪い事などしたくないと思っている。

一生懸命、努力して頑張ろうと思う性格である。

だから、こんな形で生活保護の廃止や、何か処分というような事を決められると長い間、あっさりとして社会のまちがった事で(一部分)とてもめいわく、とくに代理人が多くかけられて、請求人にまで不快な日々が多い生活になってしまい、今は本当に健康を害しているので、代理人も、病気になりたくないし、ケガとかしたくないし、一日も早く仕事ができる生活にしようと毎日必死で生活している。

あまり人に言いたくない事も多く、人と話すより、文に書く方が好きな性格なので、長くなったが本当の気持ちである。

日本国憲法

第二章 戦争の放棄

第九条

第三章 国民の権利及び義務

第10条

第11条 第12条 第13条 第14条

「法の下」という意味が100パーセントわからなくて、代理人は前文を書かれた憲法をおつくりになられた方々が代理人たち、あとに生まれてきた何も知らない人間について「法の下」と言うのかなあと思った。又、正しく理解するように図書館とかで学ぼうと思っている。(正しく教えて下さると信じている。)

第15条 第16条 第17条～第20条

第22条 第23条～第25条 第26条

第27条 第29条 第30条～

第五章 内閣

第65条 行政権は内閣に属する

～

第73条

第74条

～

第七章 財政

第83条

～

第87条

第91条

第十章 最高法規

第97条 第98条 第99条

とてもあらっぽく文にしたが、本当に毎日、お金のたりない生活になった事は、労働が多く、本当に一日たっぷり疲れる。今はそれ以上に疲れ、本当に困っている。

あっさりと、生活保護は廃止などしてはいけないと思った。うけたい人はうけさせてあげてほしい。たくさんいても。これは、日本他国も一部分悪いと思う。うけている人が本当に生活保護をうけなくてよいお金の安定ができれば自分でやめると思う。お金がない生活は、死の方へ向くのでとても危険である。仕事は、したくないときは、休んだ方が良いと思う。きっと又、仕事がしたくなる時が来ると思っている。

それと、高齢と言われるようになるとタクシー代、つきあい費、身をきれいにする化粧品や衣類や、小物(くつ、バッグ、アクセサリ、その他)やはり、きれいに生活できなければ元気もなくなる。自分で頑張れる生活が必要だと思ふ。誰よりも安いお金では医療費ばかり中心になり、健康の無駄使いになってゆくと思つた。

もっと生活を楽しく元気に自分でお金を使用して、元気になるのがあたりまえである。

お金は、必要なだけ、与えてあげるのがあたりまえだと思う（あっさりゆったりと、だまされやすいので少なくてかわいそう）。

お正月、クリスマス、おたんじょうび、おいわい、宗教、その他、おつきあいのお金はとても必要になってくる。

やはり、こんな大切な毎日からも、良い文化を得る方法の1つ、お友だち、家族、しんせきと本当に気のあう人が必要だと思う。ペットを大切にすることもそれが楽しみであるし、でも強制利用はペットも人間もかわいそうなので、してはいけない事であるが。

代理人は、請求人の本当の娘である。本当に疲れてしなくてよいお金の苦勞ばかり長く続き、かわいそうすぎる。生活をこわされるような毎日などこれ以上支えたくない。本当に損ばかりしてかわいそうである。一日も早く、もっと元気になる生活をさせてあげたいと以前から思っている。猫チャン2匹いっしょに生活しているが、買ってあげたい物もたくさんある。本当にもっとペットについてもお金を助けてほしいと思った。かわいそうである。

代理人にお金が今、あるのなら、自分のお金で生活するが、今はなく、本当にこまっているので、一日も早く、猫チャンの生活費もゆったりと助けてほしいと思っている。あまり安すぎるのは、良いものないので本当に衣・食・住、淋しい生活である。よろしく願います。ずっと疲れて文にする時間もなく、今日は必しで代理人の気持ちを書いた。

(3) 請求人から提出のあった証拠書類には次の記載がある。

平成28年4月26日付けで処分庁が請求人に対し通知した本件廃止決定通知書には、「法による保護を次のとおり廃止することに決定しましたので通知します。1 廃止した扶助の種類 生活扶助、住宅扶助、介護扶助、医療扶助。2 廃止 同月30日限り。3 理由 同日有料老人ホームAを退所。この為処分庁管内に居住実態がなくなるため。同年5月1日付にて生活保護廃止とする。上記変更により、次の返還金が発生しました。返還すべき額 5月 114,630円、今回返還額 114,630円。今回の返還額について地方自治法施行令第159条の規定により、上記のとおり返還額を決定しましたので別途納付書に記載された納入場所に期限までに納付してください。」との記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が平成28年7月6日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 平成27年10月1日 処分庁にて請求人の生活保護開始。

イ 平成28年4月22日 請求人の住居である有料老人ホームAの施設長より処分庁に対し、請求人が同月30日にて施設を退所する事と代理人の所へ転出する見込みであるとの連絡がある。

代理人は■■■■にて生活保護を受給している為、処分庁から■■■■役所へ請求人が転入する旨の報告を行う。

ウ 平成28年4月26日 請求人の住居である有料老人ホームAの施設長より処分庁に対し提出された退居届の写しを受領する。

この為、処分庁は同年5月1日処分庁管内での居住事実がなくなることから同日付けで生活保護を廃止。なお、請求人が返還金と主張しているものは、本件廃止決定の結果として、同月分保護費114,630円が請求人の不当利得となることから、それについて地方自治法施行令第159条に定められた戻入手続きを行う旨を示したものである。

エ 本件廃止決定については、有料老人ホームAを退所し[]に居住する事により法第19条第1項による処分庁の所管区域内に居住地を有せず、また所管区域内に現在地を有しない為、処分庁としては請求人の生活保護を実施し得なくなることから生活保護の廃止決定をしたものである。よって本件廃止決定について違法・不当な点はないことから本件審査請求はすみやかに棄却されるべきである。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成28年4月21日付けで処分庁が請求人に対し通知した保護決定通知書には、「法による保護を次のとおり決定いたしましたから通知します。1保護変更 同年5月1日、4保護決定理由 介護保険料加算の認定または変更、5扶助額(月額) ア基準額 74,630円、住宅扶助40,000円、今回支給額114,630円」との記載がある。

イ 平成28年4月22日付けのケース記録票には、「有料老人ホームA施設長より連絡あり。請求人につき、同月30日退所が決定したとの事。退所届等の手続きがすんだと報告がある。退所後は[]在住の代理人の所へ行くみこみとの事。

代理人については[]にて保護受給中を確認していた為、[]に請求人が転入する旨報告を行う。[]Bケースワーカー対応。代理人より請求人が転入する話は聞いていたとの事である。但し、代理人は、9月に保護開始したのち家賃の滞納が続き、現住居に住みつづける事はどうなるかわからないとの事。(中略)

この為請求人の転入については処分庁で失踪廃止また移管とするか一度[]の中で検討させてほしいとの依頼があった為これを了承する。

また、有料老人ホームA施設長より請求人退所にあたり敷金の返戻金が13万円ほどであると報告をうけた為、Bケースワーカーにその旨報告する。

同日 Bケースワーカーより連絡あり。移管でなく、同月30日退所にあわせ保護廃止してほしいとの事。その後[]へ申告あれば、そこで新規とするのでケース記録の写し等送付してほしいとの事であった。また、有料老人ホームA施設長に退所届の写しを提出してもらおう様依頼し、返還金、廃止の通知は、退所後であれば代理人の所に郵送する事とする。」との記載がある。

ウ 平成28年4月25日に処分庁が受理した請求人の退居届には、「名称 有料老人ホームA。賃借人請求人は入居契約を、同月30日をもって、解約します。退居日 同日。

届出日 同月20日。契約者又は身元引受人 請求人」との記載がある。

エ 平成28年4月26日付けのケース記録票には、「同月25日、有料老人ホームAよりの請求人退居届提出あり。同月30日退居決定との事である。この為、■■■■Bケースワーカーに連絡。先日確認した通り、退所にあわせて廃止してほしいとの事である。この為同年5月1日付にて生活保護を廃止する。また決定の通知等についてはBケースワーカーより代理人の住所を確認した為、代理人の住所あてに送付する事とする。」との記載がある。

オ 平成28年5月分の請求人に係る保護決定調書には、「決定理由 同年4月30日有料老人ホームAを退所。この為処分庁管内に居住実態がなくなるため。同年5月1日付にて生活保護廃止とする。支給・返還金額 返還 114,630円、方法 159条戻入」との記載がある。

カ 前記1 請求人の主張の1の(3)と同一書類。

キ 平成28年5月2日付けの■■■■のケース記録票には、「代理人と代理人の母である請求人来所。請求人は処分庁管内で施設に入っていたが、施設の間と処分庁のケースワーカーが金銭搾取し、狭い部屋に閉じ込められているので、代理人と住むことにしたとのこと。代理人に対し、請求人と共に生活をするのは構わないが、家主の了承を得ているのかと聞くと、すぐに家主と話をし、同月6日にまた申請に来ますと言い退所する。」との記載がある。また、同日付けの同センターのケース記録票には、「代理人来所なし。」との記載がある。

理 由

1 本件廃止決定に係る法令等の規定について

(1) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、同条第2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

そして、法第8条第1項及び第2項の規定を受けて、厚生労働大臣は「生活保護法による保護の基準」(昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。)を定めている。

(2) 法第19条第1項は、「都道府県知事、市長及び社会福祉法(昭和26年法律第45号)

に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。」と定め、同項第1号において「その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者」と定めている。

- (3) 民法第703条は、「法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者（以下この章において「受益者」という。）は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。」と定め、また、地方自治法施行令第159条は、「歳出の誤払い又は過渡しとなつた金額及び資金前渡若しくは概算払をし、又は私人に支出の事務を委託した場合の精算残金を返納させるときは、収入の手続の例により、これを当該支出した経費に戻入しなければならない。」と定めている。
- (4) 保護基準は、年齢別、地域別等に区分した基準生活費を規定しており、平成28年5月の処分庁管内での請求人の居宅基準の生活扶助の額は74,630円である。また、住宅扶助額については、処分庁が40,000円と認定しており、請求人世帯の最低生活費は114,630円である。
- (5) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第2において、「保護の実施責任は、要保護者の居住地又は現在地により定められるが、この場合、居住地とは、要保護者の居住事実がある場所をいうものであること。なお、現にその場所に居住していなくても、他の場所に居住していることが一時的な便宜のためであって、一定期限の到来とともにその場所に復帰して起居を継続していくことが期待される場合等には、世帯の認定をも勘案のうえ、その場所を居住地として認定すること。」と定めている。
- (6) 『生活保護問答集について』（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）の一部改正について」（平成28年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長）の間13の2の（答）2では、扶助費の遡及支給の限度及び戻入、返還の例について、「保護の廃止、変更等に伴い前渡した保護金品を支弁者に返還すべきことは、民法第703条に示されたところによっている。」と記されている。

2 本件廃止決定について

- (1) 本件についてみると、前記2 処分庁の主張の(1)及び(2)のとおり、請求人が処分庁管内の有料老人ホームAを退所することに伴い、処分庁管内には居住事実がなくなるとして本件廃止決定を行い通知したこと、また、本件廃止決定通知書には、すでに支給が決定されていた平成28年5月分の保護費114,630円の返還を求めていることが認められる。
- (2) 処分庁は、前記2 処分庁の主張の(1)のイ及び(2)のイのとおり、処分庁管

内の有料老人ホームAの施設長から、請求人が平成28年4月30日に同老人ホームを退所し代理人のいる[]へ転出するという連絡を受け、転出予定先の[]へ連絡を行った。そして、前記2 処分庁の主張の(1)のウ及びエ並びに(2)のウ及びエのとおり、請求人が処分庁管内から転出することが確認されたことから、処分庁管内に居住地及び現在地を有せず保護を実施し得なくなるために、同年5月1日付けで保護を廃止したものであり、また、併せて、すでに支給が決定されていた同年5月分保護費は不当利得となることから、地方自治法施行令第159条に定められた戻入手続を行うこととした旨を主張する。

しかしながら、処分庁は、有料老人ホームAの施設長から受領した同年4月30日付けで同施設を退所する旨の請求人の署名のある退居届の写しをもって、同月26日に本件廃止決定を行っているが、実際に請求人の転出を確認した事実は認められず、請求人の転出を確認せず、退所日の前に本件廃止決定を行ったことは拙速であると言わざるを得ない。

また、処分庁は、請求人の転出予定先である[]と請求人の保護の取扱いについて調整した事実は認められるものの、請求人は高齢で収入もなく、保護を受けている世帯へ転出するものであり、保護の廃止決定が行われた場合、たちまち困窮状態に陥ることは明らかであることから、処分庁は、保護に空白が生じないように移管の手続きをすべきであって、請求人に対し、新たな保護の実施機関である[]に申請すべき旨の指導も行わず本件廃止決定を行ったことは不当な取扱いであると言わざるを得ず、本件廃止決定は取消しを免れない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成29年1月18日

審査庁 大阪府知事 松井 一郎



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。

2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

また、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として(訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。)、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。